



## 質問

**「保証金（預り金）」も収納口座から保管口座への移換義務はありますか。**

（相談概要）

駐車場ゲート開閉用リモコンの組合員への貸与と同時に保証金を預かっていますが、この場合の保証金も必ず保管口座へ移換しなければならないのでしょうか。

前提となる条件は以下の通りです。

- ① 財産の分別管理の方法は「イ」。
- ② 収納口座の通帳及び印鑑は管理会社が保管、保管口座の通帳は管理会社、印鑑は管理組合が保管。
- ③ リモコン保証金は管理費会計の貸借対照表の負債の部に「預り金」計上。
- ④ 保証金は、収納口座へ口座振替により支払う。



## 回答

マンション管理適正化法施行規則第87条第2項第1号では、「法第76条の国土交通省令で定める財産は、管理組合又はマンションの区分所有者等から受領した管理費用に充当する金銭又は有価証券とする。」とあることから、保証金や敷金等は含まれないものと解されるので、必ずしも移換しなければならないものではありません。

しかしながら、預かりの期間が長期である場合や、預り金の額が大きい場合等は、管理組合財産の毀損リスクを低減するために所要の措置を講じた法の精神からも、保管口座に移換することが望ましいと考えられます。

マンション管理適正化法施行規則

第87条

2 法第76条に規定する国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 修繕積立金等が金銭である場合 次のいずれかの方法

イ（条文省略）

ロ（条文省略）

ハ（条文省略）

二 修繕積立金等有価証券である場合 金融機関又は証券会社に、当該有価証券（以下この号において「受託有価証券」という。）の保管場所を自己の固有財産及び他の管理組合の財産である有価証券の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該受託有価証券が受託契約を締結した管理組合の有価証券であることを判別できる状態で管理させる方法

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。